

登録番号	愛知県 第5002号	氏名又は名称	前田 純
作成日	R6/9/15	変更日	1: R7/4/15 2: / / 3: / /

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的事項

- ・ 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺する時は、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。
- ・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。
- ・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・ 12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・ 利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- ・ 航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・ 随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。

○船釣りをする場合

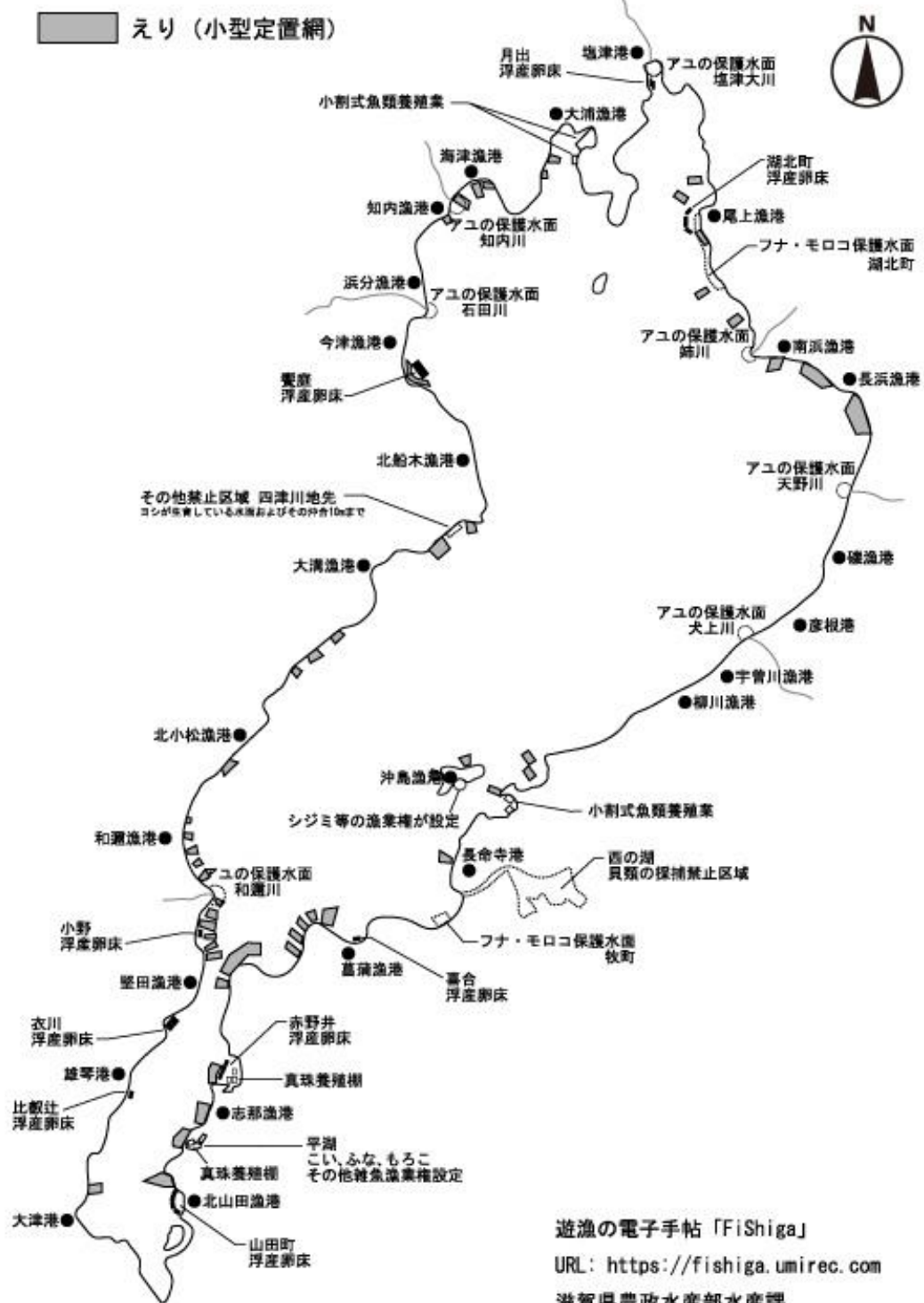
- ・ 利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）	
岩場	
浅瀬	
河川域	別紙 1、別紙 2 [D] の通り
防波堤	
定置網	別紙 1 の通り
養殖施設	別紙 1、別紙 2 [B] の通り
その他	別紙 1、別紙 2 の通り
自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法	
GPSプロッター等	

別紙 1

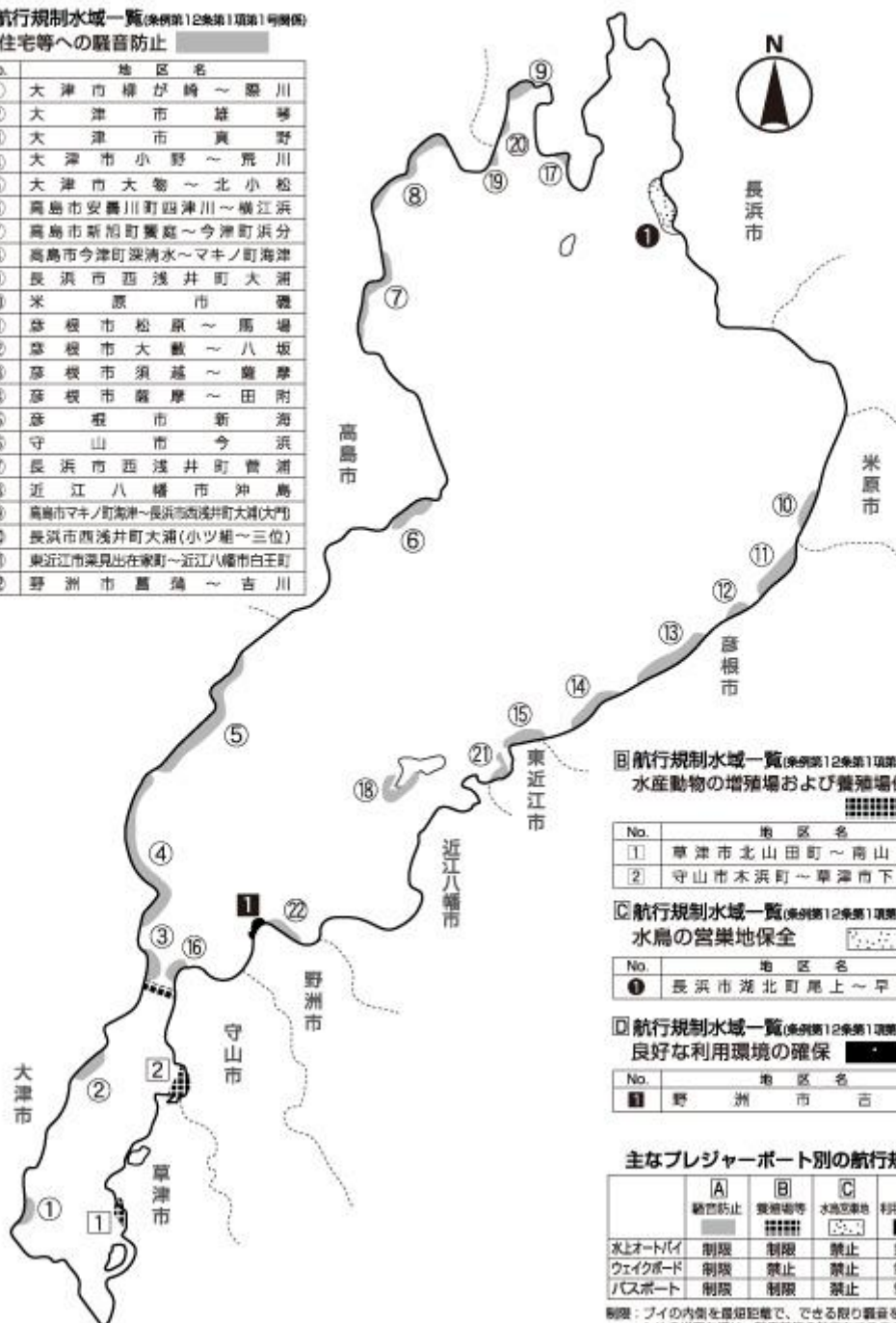
漁業権漁場（えり、やな、河川の漁場など）や禁止区域



プレジャーボートの航行規制水域図

A 航行規制水域一覧(条例第12条第1項第1号関係)
住宅等への騒音防止

No.	地 区 名
①	大津市 樟が崎～墨川
②	大津市 緑夢
③	大津市 真野
④	大津市 小野～荒川
⑤	大津市 大物～北小松
⑥	高島市 安曇川町四津川～横江浜
⑦	高島市新沼町養庭～今津町浜分
⑧	高島市今津町深清水～マキノ町海津
⑨	長浜市 西浅井町大浦
⑩	米原市 磯
⑪	彦根市 松原～馬場
⑫	彦根市 大蔵～八坂
⑬	彦根市 須越～藤原
⑭	彦根市 藤原～田附
⑮	彦根市 新海
⑯	守山市 今浜
⑰	長浜市 西浅井町曾浦
⑱	近江八幡市 沖島
⑲	高島市マキノ町海津～長浜市西浅井町大浦(大門)
⑳	長浜市西浅井町大浦(小ッ組～三位)
㉑	東近江市栗見出在家町～近江八幡市白王町
㉒	野洲市 葛城～吉川



B 航行規制水域一覧(条例第12条第1項第2号関係)
水産動物の増殖場および養殖場保全

No.	地 区 名
①	草津市 北山田町～南山田町
②	守山市 木浜町～草津市下物町

C 航行規制水域一覧(条例第12条第1項第3号関係)
水鳥の営巣地保全

No.	地 区 名
①	長浜市 湖北町尾上～早稲町

D 航行規制水域一覧(条例第12条第1項第4号関係)
良好な利用環境の確保

No.	地 区 名
①	野洲市 吉川

主なプレジャーボート別の航行規制

	A	B	C	D
水上オートバイ	制限	制限	禁止	禁止
ウェイクボード	制限	禁止	禁止	制限
パトロール	制限	制限	禁止	制限

制限：パイの内側を最低距離で、できる限り騒音を減ずるための措置を講じ、悪影響等の航行をすることは可能
禁止：パイの内側でエンジンを稼働させることを禁止
ただし、エンジンを稼働せずに移動させることは可能

滋賀県琵琶湖レジャー利用の適正化に関する条例
滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖環境保全再生課